

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト業務事業者説明会  
 質疑応答一覧

番号	質 問	回 答
1	<p>ロゴマークの使用期間について教えてください。</p>	<p>ロゴマークの使用期間については、明確な期限は定めておりません。</p> <p>なお、本プロジェクトの終了期間である令和9年度末（令和10年3月31日）までを一つの目安としておりますが、それ以降も引き続きご使用いただくことが可能です。</p>
2	<p>本プロジェクトのロゴマークと当社のロゴマークを組み合わせたグッズを作成したり、ロゴ入りのシールを貼付したノベルティを配布したりすることは可能でしょうか。</p>	<p>グッズの制作やノベルティの配布に際して、本プロジェクトのロゴマークをご使用いただくことは可能です。ぜひ積極的にご活用ください。</p> <p>ただし、ロゴマークの使用にあたっては、事前に使用申請が必要となります。申請の際には、ロゴマークの使用内容が分かる資料をあわせてご提出ください。</p> <p>また、ロゴマークの使用についてはガイドラインを定めておりますので、必ず内容をご確認のうえご利用ください。</p>
3	<p>当社の公式インスタグラムや社外報において、本プロジェクトの事業説明会の様子やグッズ配布時の写真を掲載・公開してもよろしいでしょうか。</p>	<p>説明会の様子やグッズ配布時の写真については、公開・掲載いただいて差し支えございません。</p> <p>なお、グッズの写真については、ロゴマークの使用許可が得られているものに限り掲載可能です。</p> <p>また、掲載にあたっては、個人の顔などが特定されないよう、プライバシーへの十分なお配慮をお願いいたします。</p>
4	<p>事業内容は既に決まっているのでしょうか。それとも、これから提案を行い、事業を進めていく形になるのでしょうか。</p>	<p>事業内容については、既に決定しているものとなっております。</p>

5	<p>関連する企画展やイベントの実施を検討していますが、規模検討にあたり、鹿児島市との連携事業とすることは可能でしょうか。</p> <p>また、その場合、PR支援やノベルティの提供など、利用できるものはあるのでしょうか。</p>	<p>鹿児島市においては、西郷プロジェクトに関連する事業について、特設サイトにて関連企画やイベントのPRを行います。</p> <p>なお、ノベルティにつきましては、大変恐れ入りますが、各企業・団体様にてご準備いただきますようお願いいたします。</p>
6	<p>実施場所、実施時期を教えてください。</p>	<p>実施場所については、「西郷まちなか博覧会」の体験メニューとして、鹿児島市内を想定しております。</p> <p>実施時期については、以下の期間を予定しております。</p> <p>秋編：令和8年9月19日（土）～11月3日（火・祝） 冬編：令和9年1月16日（土）～2月28日（日）</p> <p>なお、上記期間以外でのご参画も可能です。</p>
7	<p>個人で小説・エッセイの執筆や朗読などの活動も行っていますが、そのような文化的活動からの参加も可能でしょうか。</p>	<p>小説・エッセイの執筆や朗読などの文化的活動につきましても、「西郷まちなか博覧会」の体験メニューの一つとしてご参画いただくことが可能です。</p>
8	<p>鹿児島市内に事業所がないのですが、「西郷まちなか博覧会」へ参画することは可能でしょうか。</p>	<p>鹿児島市内に事業所や店舗がない場合でも、市内において体験メニュー等を実施される場合はご参画いただくことが可能です。</p>
9	<p>全国へのPRはどのように行っていくのでしょうか。</p>	<p>西郷さんゆかりの地や首都圏・関西圏への訪問によるPRをはじめ、旅行予約サイトとの連携、旅行会社への商品造成の働きかけ、メディアへのアプローチなどを実施してまいります。</p> <p>また、これまでに「渋谷・鹿児島おはら祭」においてロゴを活用したPRを実施しており、今後は特設サイトや「西郷どん」のSNSアカウントの活用も予定しております。</p>
10	<p>本プロジェクトを契機に、ふるさと納税の返礼品としての取り扱いを希望する場合は、どこへ問い合わせればよいのでしょうか。また、既存の商品に「西郷プロジェクト」の名称を使用することは可能でしょうか。</p>	<p>返礼品としての取り扱いや名称使用の可否については、個別の条件や状況により判断が異なります。詳細につきましては、ふるさと納税・シティプロモーション戦略課（099-808-7510）までお問い合わせください。</p>